

外郭団体の統廃合及び経営改善について

－ 外郭団体の自立経営に向けた市の取組方針 －

平成 19 年 1 月

尼 崎 市

はじめに

外郭団体を取り巻く経営環境は、指定管理者制度の創設、公益法人改革及び市場化テストなど民間事業者との競合といった新たな経営課題が生じており、また、本市の財政状況は、今後も厳しい収支状況で推移していくことが予測されることから、市の財政支援に依存しない外郭団体の自立経営を確立する。

以下、外郭団体の自立経営に関する今後の市の基本的な取組方針を明らかにし、統廃合及び経営改善に向けた取組を進める。

1 今後の市の取組方針

(1) 指定管理者の選定方針

外郭団体が指定管理者となっている公の施設については、現状の非公募のまま指定管理者制度を維持していくことはできない。民間事業者の応募の見極めが難しい施設もあるが、公募選定の拡大に向けて、以下の基本的な考え方に基づき、選定における公募・非公募併せて施設の移管等についての方針を定める。

- ① 施設維持管理的要素が高く、市場性のある公の施設については公募選定
- ② 対人サービスに係る継続性、事業実施における公益性等の視点から現状で合理的と認められる場合は非公募選定
- ③ 団体の設立目的と施設の設置目的が適合しており、自立運営がふさわしい施設については団体に移管する。なお、設置意義が薄れている施設については、あり方を見直す。

外郭団体が指定管理者となっている公の施設 ————— 別紙 1

(2) 補助金・委託料の削減

外郭団体に交付している補助金のうち人件費相当部分については、段階的に見直し平成 21 年度には 5%削減する。

また、外郭団体に随意契約している業務委託については、早期に解消を図るべきもので、平成 21 年度には原則として一般競争入札に契約方法を変更する。

なお、指定管理者の非公募及び随意契約が継続される場合、コスト削減の観点から平成 21 年度に 5%以上の削減を行い、外郭団体自らのコスト構造改善の取組を促進する。

(3) 収益性のある事業に係る減免措置の廃止

外郭団体が実施している収益性のある事業に係る減免措置については、負担の適正化の観点から、平成 19 年度から段階的に見直し廃止する。

(4) 情報公開の推進

本市情報公開条例等に準じた情報公開制度の整備について、引き続き外郭団体に要請するとともに、現在、市のホームページで公開している「外郭団体の概要」に、

役員及び職員の給与水準等の項目を追加する。

(5) 統廃合に係る財政支援

統廃合を進める上で、職員の雇用確保のための措置を講じていく必要があることから、外郭団体の設立・運営に関与してきた市の責任として、外郭団体が実施する以下にあげる対応策等に係る財政支援に対処する。

- ・希望退職制度の実施
- ・資格取得等キャリア開発支援
- ・民間事業者等へのあっせん
- ・退職手当財源、負債処理

なお、市の取組としても、職員の雇用の確保に向けて幅広い選択肢を検討する。

(6) 給与構造改善の要請

公益法人改革における法人税の軽減税率の廃止、市場化テストにおける官民競争入札等の実施、随意契約の適正化など国が打出した一連の措置は、官民較差の是正にあわせて民間にできることは民間に委ね、簡素で効率的な行政を実現するための取組である。そのような状況のなかで、外郭団体が継続して存続していくには、公正な条件のもと民間事業者との競合に対応していく必要があるが、現在の外郭団体の給与構造は、国家公務員または市の給与構造に準拠してきたことなど民間事業者との競合において、競争力を有しているとは言い難い。

外郭団体の給与構造改善は、団体自らの意思で実施されるものであるが、市場で競争できる水準に一度に移行することは困難であることから、上記に掲げる外郭団体の自立経営に向けた市の取組方針については、激変緩和措置として3年間を目安に措置を講じたものであり、これに併せ外郭団体における給与構造改善を市として要請する。

以上の取組方針をもって、平成19年度から外郭団体の自立経営を促進するものであるが、各団体とも個別の経営課題を抱えており、民間事業者との競合など団体を取り巻く外部環境を含めた総合的な視点での対応・取組も必要となることから、以下に示すとおり、個別の統廃合及び経営改善に係る方向性を各団体、関係団体等に示し、協議・取組を進める。

2 統廃合団体

外郭団体の統廃合にあたっては、以下に挙げる5つの視点から、それぞれの団体が抱える個別経営課題、民間事業者など外部経営環境等を踏まえ検証を行い、団体運営の将来的な見通しを展望するなかで、総合的な視点から統廃合の判断を行った。

今後、団体との協議・調整を進める。

統廃合の視点

- ア 団体の設立目的を達成しているか、または、団体の存在意義が薄れていないか
公の施設の管理を主たる業務とする外郭団体については、指定管理者制度への移行により代替できる民間事業者が存在している場合、経営体質の強化や新たな事業拡大が図れない限り、事業の縮小、団体自体の廃止を視野に入れる。
- イ 団体で事業を実施することが効率的であるか
- ウ 累積赤字のない健全な財務状況であるか
累積赤字があり経営状況が極めて悪化している団体については、損益収支・資金収支の見通しやその対応策を十分に検証し、収支状況の改善が図れない場合、団体自体の廃止を視野に入れる。
- エ 民間と競合しており、民間への移管が可能であるか
- オ 統合によって機能強化が図れ、より効率的なサービス提供が可能であるか

外郭団体	統廃合方針
財団法人 尼崎市高齢者生きがい促進協会	高齢社会が進展する中、地域福祉との一体的な施策の推進を図るため、社会福祉協議会と協議・調整を進める。 なお、老人福祉センターの管理運営に係る指定管理者については、公募選定を行う。
財団法人 尼崎市勤労者福祉協会	勤労者レクリエーションセンターは、民間事業者と競合する事業であるため、民間移管又は廃止する方向で取組を進める。 労働福祉会館及び労働センターについては、施設の老朽化、利用率の低下といった課題を抱えていることから、全市的な観点から施設のあり方についての検討にあわせて、団体のあり方の検討を行い、平成19年度中に一定の結論を出す。同施設を存続させる場合は、指定管理者は公募選定を行う。 また、中小企業勤労者福祉共済事業等の移管・整理についても検討を進め、平成19年度中に一定の結論を出す。

外郭団体	統廃合方針
財団法人 尼崎市都市整備公社	団体の設立目的である市街地再開発事業（潮江、立花、中央、塚口）は、いずれも完了しており、市はフェスタ立花来街者用駐車場の買戻しを行い、平成24年度末までに当該団体を廃止する。
財団法人 尼崎市環境整備事業公社	当該団体の事業の大半は、市からの委託事業であり民間事業者でも代替できることから、団体の廃止等に向けて、これまでの設立経緯を踏まえて一定期間の間に課題整理に努め、業務調整を行っていく。
株式会社 エフエムあまがさき	当該団体は、広域FM局、インターネット広告と競合している状況にあり、開局以来、厳しい経営状態が続いている。今後においては、地域に密着した放送事業の特性を活かすなかで、財団法人尼崎市総合文化センターに事業譲渡を行う方向で協議・調整をし、文化情報等の発信機能の強化を図る。

3 経営改善団体

(1) 行政サービス及び行政事務に係る代替機能の維持・強化を図る団体

市組織構造のスリム化を促進していく必要があり、また、直営による行政サービス及び行政事務の執行より、柔軟で効率的な事務執行が期待できることから、経営改善を進める中で代替機能の維持・強化を図る。

外郭団体	経営改善方針
尼崎市土地開発公社	経営健全化計画に基づき、市は公社が保有する土地の買戻しを進める。
財団法人 尼崎地域・産業活性化機構	団体が蓄積してきたノウハウと機動性、継続性を活かし、産業振興事業の実施主体の核として役割を担うほか、産学の連携を通じた地域振興、調査・研究を行う団体として自立に向けた支援を図る。
財団法人 尼崎市総合文化センター	団体の機動性、柔軟性を活かすなかで、文化振興の推進機能の核として団体の自立に向けた支援を図る。

(2) 事業領域の検証・変更が必要な団体

外郭団体を実施している事業のうち、一部の事業に民間事業者と競合する事業が出てきていることなどから、外郭団体を実施することの意義、効率性等を検証し、事業領域の変更を含めた経営改善を進める。

外郭団体	経営改善方針
社会福祉法人 尼崎市社会福祉事業団	<p>母子生活支援施設、尼崎学園、長安寮については、施設の設置目的と団体の設立目的が適合することから当該施設を団体に移管し、自立運営に向けた取組を推進する。</p> <p>母子生活支援施設と併設する猪名野やすらぎ荘については廃止に向けた取組を推進する。</p> <p>たじかの園・あこや学園、身体障害者福祉センターについては、対人サービスに係る継続性、事業実施における公益性等の視点から非公募選定とし、身体障害者デイサービスセンターについては、民間社会福祉法人等による施設運営などの視点から公募選定を行う。</p>
財団法人 尼崎健康・医療事業財団	<p>看護専門学校に係る補助金については、段階的に見直し、平成 20 年度には現行の 2 分の 1 に見直す。</p>
財団法人 尼崎口腔衛生センター	<p>養成部門に係る補助金については、段階的に見直し、平成 20 年度には現行の 2 分の 1 に見直す。</p>
社団法人 尼崎人権啓発協会	<p>随意契約を見直すとともに、団体の自立運営を促進する視点から、補助金、委託事業のあり方を見直す。</p>
社団法人 尼崎市シルバー人材センター	<p>高齢者に対する就業の相談及び講習並びに高齢者の就業に関する情報の収集及び提供等を行うための施設である高齢者就業センターを団体に移管し、事業展開の創意工夫を図ることにより、経営の安定化を図り団体の自立を促進する。</p>
社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会	<p>すこやかプラザの管理運営に係る指定管理者については、公募選定を行う。</p>
財団法人 近畿高エネルギー加工技術研究所	<p>企業ニーズに応じた技術支援拠点としての役割を果たすため、市や県と連携を図り事業実施に取り組む。</p>
財団法人 尼崎緑化協会	<p>市の緑化業務、維持業務の団体への移管を進めるとともに、契約方法について、平成 19 年度から段階的に見直す。</p>
財団法人 尼崎市スポーツ振興事業団	<p>施設管理的要素が高い橘・小田南・魚つり公園内の野球場に係る有料公園施設維持管理業務については、指定管理者を公募選定する。</p> <p>収益性のある事業に係る使用料減免については、平成 19 年度から段階的に見直しを行い廃止する。</p>

(3) 自立経営を促進する団体

市が出資する株式会社については、市への財政的依存体質を解消し、収益収支・資金収支等の経営見通し、経営計画に基づく自立経営を促進する。なお、経営計画に基づく経営改善が実施されたにもかかわらず、収支状況等の改善が極めて困難で、団体存続に係る継続性が懸念される場合、問題を先送りすることなく法的整理を含めた判断を行う。

外郭団体	経営改善方針
尼崎中高年事業株式会社	契約方法の段階的な見直しを行う中で、経営体質の強化を図り自立化を促進する。
アミング開発株式会社 及び 尼崎都市開発株式会社	第3セクターとしての今後のあり方、市との役割分担及び市の関与のあり方に関する基本方針や経営課題の分析などについての検討会議の報告を踏まえて、両社の経営方針・計画を定め、自立経営を促進する。
株式会社エーリック	経営改善計画における目標達成に向けた取組を着実に進める。
尼崎交通事業振興株式会社	市営バス事業経営のあり方に関する検討を進める。

【外郭団体が指定管理者となっている公の施設】

公の施設名称	現在の指定管理者	選定等方針
たじかの園	社会福祉事業団	非公募
あこや学園	社会福祉事業団	非公募
身体障害者福祉センター	社会福祉事業団	非公募
身体障害者デイサービスセンター	社会福祉事業団	公募
猪名野やすらぎ荘	社会福祉事業団	廃止
母子生活支援施設	社会福祉事業団	団体へ移管
尼崎学園	社会福祉事業団	団体へ移管
長安寮	社会福祉事業団	団体へ移管
老人福祉センター	高齢者生きがい促進協会	公募
すこやかプラザ	社会福祉協議会	公募
老人福祉工場	シルバー人材センター	非公募
高齢者就業センター	シルバー人材センター	団体へ移管
社会体育施設（地区体育館、屋内プール）	スポーツ振興事業団	非公募
有料公園施設（記念公園）	スポーツ振興事業団	非公募
有料公園施設（橘・小田南公園内）	スポーツ振興事業団	公募
軟式野球場・多目的運動広場（魚つり公園内）	スポーツ振興事業団	公募
中央地区会館（複合施設）	スポーツ振興事業団	非公募
勤労者レクリエーションセンター	勤労者福祉協会	廃止
労働福祉会館、労働センター	勤労者福祉協会	統廃合又は公募